

鶴田第2土地区画整理事業 地内の宅地（保留地）を販売

- ▽販売方法 抽選による公売。
- ▽抽選日時 10月23日(木)午後2時30分～。
- 受け付けは午後2時～2時15分。
- ▽物件・地積・価格 下の表の通り。
- ▽申込 10月6～19日の午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)に、印鑑(ゴム印不可)をお持ちの上、直接、西部区画整理事業課(市役所10階) ☎(632)2635へ。

鶴田町 宅地(保留地) 販売物件

番号	地積(m ²)	公売価格(円)	備考
116	282.78	19,879,434	東側6メートル道路
133	166.36	11,661,836	西側6メートル道路
134	202.56	14,239,968	北・東側6メートル道路
135	235.06	18,710,776	西側17メートル道路
137	198.04	15,922,416	南側6メートル道路



教室・講座

暮らし

あなたの力を子育て支援に 家庭教育サポーター 養成講座

▽日時 11月5・12・19日、午前10時～正午。

全4回。
▽会場 人材かがやきセンター(中央区内)。19日は雀宮中央小学校子どもの家(雀の宮3丁目)。
▽内容 本市の家庭教育の現状やより良い人間関係の築き方など、家庭教育サポーター(子育て中の親の交流を促進するボランティア)として地域で活動するため必要な知識を学ぶ。
▽対象 家庭教育支援に興味のある人や子育て経験者など。
▽定員 先着20人。

▽申込 10月31日(必着)までに、直接または電話・送付・ファクス・Eメール(住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号を明記)で、〒320-0806中央1丁目1-13、人材かがやきセンター ☎(632)6332、FAX(632)6336、✉u4606@city.utsu.nomiya.tochigi.jp。

普段入れない市場を 体験しよう

■期日 10月11日(土)。
■会場 中央卸売市場(築瀬町)。

1 大人の市場見学会

▽時間 午前5時～9時。
▽内容 せりの見学(水産物部・青果部)、マイナス50度の冷蔵庫体験、卸売業者による講義、試食。
▽対象 市内に在住か通勤通学しており、初めて参加する20歳以上の人(子ども同伴不可)。
▽定員 先着24人。
▽申込 10月3日午前9時から、電話で、中央卸売市場 ☎(637)6041へ。

2 うんめいべ朝市

▽時間 午前9時～正午。
▽内容 水産物や水産加工

品、お菓子・乾物などの関連商品、野菜や果物の販売。お楽しみ抽選会の他、ミヤリーも来場。
▽その他 青果棟は開放しません。
また、駐車場が限られますので相乗りなどご協力ください。
■一般開放実行委員会 ☎(637)6811、中央卸売市場 ☎(637)6041

出掛けよう宇都宮 施設めぐり

1 スポーツの秋 体を動かしたくなる施設めぐり

▽日時 10月21日(火) 午前9時～午後4時。
▽コース 市役所(集合)→清原球場→グリーンスタジアム→ろまんちっく村(昼食)→ドリームプール(昼食)→競輪場→市役所(解散)。移動は市有バス。
2 普段見られない裏側も見てみよう
▽日時 11月8日(土) 午前9時～午後4時。
▽コース 市役所(集合)→南図書館→夜間休日救急診療所→市役所周辺(昼食)→県立博物館→市役所(解

あなたの声を市政に まちづくり懇談会

散)。移動は市有バス。
■対象 市内に在住か通勤通学しており、見学後のアンケートに協力できる、2のみ小学生以上の人。
■定員 先着50人。
■申込 直接または電話・ファクス(参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を明記)で、広報広聴課(市役所3階) ☎(632)2023、FAX(637)5151へ。グループでの申し込みは4人まで。

1 篠井地区

▽日時 10月21日(火) 午後7時～。

2 城山地区

▽日時 11月11日(火) 午後6時30分～。

▽会場 篠井区(下小池町)。
▽内容 市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行う。

■その他

2歳以上の未就学児の託児を希望する人は、開催日の1週間前までに、電話で、広報広聴課 ☎(632)2023へ。

◎狩猟を始めてみませんか 深刻化する野生鳥獣被害に対応し、捕獲の担い手となる狩猟者を増加させるため、県では狩猟免許試験の事前講習会の受講者に対し、テキストを無料配布しています。この機会に狩猟免許を取得し、狩猟を始めてみませんか。☎県東環境森林事務所 ☎0285(81)9001、県猟友会 ☎(635)6317
◎ありがとうございました(敬称略) ■ぎんなん基金へ ▽県鍼灸師会宇都宮支部▽御幸地区連合自治会▽金仲商店(八百芳商店)▽丸田シズエ▽河内ふれあいカラオケ舞踊ショー。☎市社会福祉協議会(636)1215

後1時30分～3時30分。

▽会場 岡本コミュニティプラザ（下岡本町）。

▽内容 11月20～24日に開催する熱気球競技大会でのボランティア活動（海外選手へのサポート、会場イベントの運営補助など）についての説明会。

▽対象 18歳以上の人。

▽申込 10月18日までに、ファクスまたはEメール（住所・氏名・電話番号・メールアドレスを明記）で、と

ちぎ熱気球選手権実行委員会 ☎042(394)8320、FAX042(394)0540、✉mc-aki@air-b.comへ。当日会場で申し込み可。

問 観光交流課 ☎(632)2437

平和への思いを新たに 市戦没者追悼式

▽日時 10月14日（火）午後2時～。

▽会場 県総合文化センター（本町）。

▽内容 戦争で亡くなった人々への追悼の意を表すとともに、平和への思いを新たにするための戦没者追悼式。

▽対象 ご遺族の他、どなたでも参加できます。

▽その他 北山霊園の慰霊塔には、日清戦争から第2次世界大戦で亡くなった本市出身の戦没者などの名前が記載された霊簿を保存しています。

問 生活福祉第1課 ☎(632)

手打ちそば体験など 篠井農産加工教室

▽日時 11月8日（土）午前9時～午後1時▽会場 篠井農産加工所（篠井区内）▽内容 手打ちそば・リング狩り・ジャム作りなど▽定員 先着35人。中学生以下は保護者同伴▽費用 中学生以上1,800円、小学生以下1,100円、3歳以下800円（材料費など）▽申込 10月31日（必着）までに、はがき（代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員の氏名・費用区分を明記）で、〒321-2105 下小池町466-1、篠井農産加工所へ▽その他 篠井農産加工所では、10人以上のグループでの施設利用を随時受け付けています。

問 篠井農産加工所 ☎(669)2515

2373

10月4日は 都市景観の日

美しい景観は、都市の風格や魅力を創り、市民や来訪者の快適性を高めるために、大きな役割を担います。「都市景観の日」をきっかけに、景観への関心を高め、身近な景観づくりに取り組みましょう。

1 景観アドバイザー制度を活用ください

▽内容 地域の個性を生かした市民協働による景観づくりを進めるため、建築物や広告物などのデザイン・色彩などに関することや、市民や事業者が行う景観づくりに関するアドバイスを受ける。

▽対象 市内の自治会や商店街などの地域で組織する団体など。

▽その他 申し込み方法など詳しくは、市☎をご覧になるか、直接または電話で、都市計画課（市役所11階）☎(632)2568へ。

2 建物などを建てる際には景観法に基づき届出が必要です。大きな建築物など

は、周囲の景観に与える影響が大きく、景観に対する配慮が必要なため、大規模な建築物の建築・工作物の建設・開発行為などを行う場合は、市への届け出が重要です。また、景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区・大通り地区・白沢地区・雀宮駅周辺地区）や景観形成推進地区（中里原地区）に指定された場所では、小規模な建築行為などを行う場合も届け出が必要です。

届け出対象となる規模や区域・景観の基準・必要書類など詳しくは、市☎をご覧になるか、直接または電話で、都市計画課☎(632)2568へ。

宇都宮について気軽に 話してみませんか 市長とランチでトーク

1 一般編

▽日時 10月30日（木）正午～午後1時。
▽対象 市内に在住または通勤しており、テーマに関する心のある5～10人のグループ。学生・個人での申し込み不可。

2 大学生編

▽日時 11月25日（火）正午～午後1時。
▽対象 市内に在住か通学している大学生・大学院生・専門学校生で、テーマに関する心のある5～10人のグループ。個人での申し込み不可。
■会場 市役所内会議室。
■内容 教育、健康・福祉、産業、暮らし・安全安心、文化・スポーツの5つのテーマから1つ選び、昼食を取りながら市長と懇談。
■定員 抽選1グループ（未経験のグループ優先）。
■費用 1人500円程度（昼食代）。
■申込 10月16日（必着）10月24日（必着）までに、直接または送付・ファクス・Eメール（グループ名・グループ紹介・選択テーマ・話したい具体的な内容・代表者の氏名・ふりがな・電話番号・参加者全員の氏名・住所、2は市外在住の場合市内の通学先を明記）で、〒320-8540 市役所広報聴課（市役所3階）☎(632)2025、FAX(637)5151、✉E030@city.utsumiya.tochigi.jpへ。1グループ1通のみ。

◎岡本駅西土地区画整理事業の事業計画変更（案）の縦覧 ▽日時 10月15～28日、午前8時30分～午後5時15分。土・日曜日にも縦覧可▽会場 北部区画整理事業課（市役所11階）▽その他 この変更（案）について意見のある利害関係者は10月15日～11月11日に、県知事宛ての意見書を、直接または送付で、〒320-8501 県都市計画課（塙田1丁目）へ提出してください。問 北部区画整理事業課 ☎(632)2897